

浜松市公告第356号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年5月28日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 トイレカーの購入について
(課名 危機管理課 契約番号 2026004956)
- (2) 数量 2台
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 発注者が指定する場所（浜松市内）
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館5階）
電話 053-457-2171
FAX 050-3730-3713
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2022：車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月9日（火）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和8年6月12日（金）午後1時から令和8年6月18日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年6月12日（金）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法
文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
令和8年6月16日（火）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答
説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

- (1) 提供方法
本市ホームページに掲載
- (2) 提供期間
令和8年5月28日（木）から令和8年6月18日（木）まで

8 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間
令和8年5月29日（金）から令和8年6月9日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答
令和8年6月12日（金）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月19日（金）午前9時30分
- (2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月18日（木）まで
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年6月18日（木）午後5時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

13 入札方法等

(1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

公 用 車 仕 様 書		
契約No	件名	2026004956 トイレカーの購入について
業 種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和9年2月26日(金)	
納入場所	発注者が指定する場所(浜松市内)	
目 的	災害時に活用するため、トイレカーを購入するもの。	
品 名	トイレカー	
規格・参考車種名	別紙「仕様詳細」のとおり	
数 量	2台(一般仕様:1台、多目的仕様:1台)	
ミッション	オートマチック	
燃料形式、装備、塗装等	別紙「仕様詳細」のとおり	
排出基準 燃費基準等	排出基準 平成19年基準排出ガス50%以上低減認定車 燃費基準 平成22年度燃費基準達成車 ※特装車等は改造前のベース車が排出・燃費基準を満たしていれば良い	
	【仕様について】 <ul style="list-style-type: none"> 仕様に関しては、本仕様書のほか、別紙「仕様詳細」のとおりとする。 【納品について】 <ul style="list-style-type: none"> 本市職員と調整し、本市が指定する日に納品を行うこと。 納品については、本市職員の立会いのもと行うこと。 引渡しに際し、公道での運行が可能な状態にして納品すること。 納品日、納品場所、品名、数量、納品画像を掲載した納品報告書を添付すること。 <small>(①本市職員と納入物が写った全体画像、②件名、納品日、納品場所、品名、数量を示した看板画像、 ③車両の内観写真、④トイレ部分の写真を添付するものとする。)</small> 【入札について】 <ul style="list-style-type: none"> 自賠償保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札金額に含めないこと。 【その他注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 受注後、直ちに本市職員と打合せを実施し、仕様等を確認すること。 この業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。 疑義が生じたときは、その都度、本市職員に連絡し、協議すること。 契約不適合があった場合は代替品を用意すること。 	
お問い合わせ先	危機管理課 資機材整備グループ 担当 笹ヶ瀬、石野、市川、杉山、大平 TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530	

- * 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。
- * 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

仕様詳細

1 品名

トイレカー

2 数量

2台（一般仕様：1台、多目的仕様：1台）

3 納入期限

令和9年2月26日

4 納入場所

発注者が指定する場所（浜松市内）

5 適合法令等

(1) 順守法令等

- ア 道路運送車体法に適合するもの
- イ 道路運送車体の保安基準に適合するもの
- ウ 8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合するもの
- エ その他の関係ある法令通達等の全てに適合するもの

(2) 自動車検査証記載事項

- ア 自動車の種別：普通
- イ 用途：特種
- ウ 車体の形状：糞尿車
- エ 最大積載量：200kg以上

※貯水用タンク及び便槽用タンクに計200kg以上の水や糞尿等が積載された状態で運転することが可能であること（積載量の法令違反とならないこと）。

6 事前承認

契約締結後、本市に次の書類を提出し、承認後に制作を開始すること。

(1) 提出書類

- ア 艀装設計図
- イ 荷室内装確認書及び図面
- ウ 給排水タンク関係図及び配管図
- エ 製作工程表
- オ シャシ及びエンジン諸元表（メーカーのカatalog等）
- カ 寸法入りシヤシ図面（メーカーのカatalog等）
- キ その他本市が指示するもの

- (2) 提出部数
1部ずつ

7 中間検査

- (1) 検査時期
貯水用タンク、便槽用タンク取付後床施工前
- (2) 検査場所
受注者指定場所（日本国内に限る）
- (3) 書類提出
中間検査依頼書（任意書式、記載内容：検査日、検査場所を明記すること。）
- (4) 提出期限
概ね受検 30 日前
- (5) 検査項目
 - ア 艀装
 - イ シャシ
 - ウ 各装置の位置、機能
 - エ その他本市が指示する事項
- (6) その他
 - ア 検査を受けるときは検査に先立ち社内検査を実施すること。
 - イ 検査に必要な測定機器等は事前に準備すること。
 - ウ 検査は本市の指示に従って受けること。
 - エ 検査の結果、不合格と認めた場合は修正のうえ再検査を受けること。

8 完成検査

- (1) 検査時期
車体納入前
- (2) 検査場所
受注者指定場所（日本国内に限る）
- (3) 書類提出
 - ア 自動車検査証（写し）
 - イ 完成図面
 - ウ 工程写真（シャシ到着から完成まで工程表に添ったもの）
 - エ シャシ取扱説明書
 - オ 各種積載品等取扱説明書
 - カ 各種保証書
 - キ その他本市が指示する事項
- (4) 提出部数
1部ずつ

(5) 提出時期

完成検査時

(6) 検査項目

ア 艀装

イ 寸法（全長、全幅、全高）

ウ 走行性能、各種機器

エ 取付品及び取付装置

オ 積載品及び付属品

カ 荷室内（トイレルーム及び内装品）

キ その他本市が指示するもの

(7) その他

ア 検査に先立ち社内検査を実施すること。

イ 検査に必要な測定機器等は事前に準備すること。

ウ 検査は本市の指示に従って受けること。

エ 検査の結果、不合格と認めた場合は修正のうえ再検査を受けること。

9 車体の新規登録等

(1) 登録事務

受注者は、新規登録に関する全ての事務を完了後に車体を納入すること。

(2) 法令等適合

車体が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が解決すること。

(3) 費用負担

新規登録に伴う費用（自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金は除く）は、入札金額に含めること。

(4) 自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金の請求

ア 当該費用（自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金）は、本件入札金額に含めないこと。

イ 当該費用は、登録時に受注者が先に支払うこととし、当該費用に係る領収書等を添付の上、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。

ウ 自動車損害賠償責任保険については、25か月の加入とする。

保険契約者情報は以下のとおり

・保険契約者住所：静岡県浜松市中央区元城町 103-2

・保険契約者氏名：浜松市

10 車体の管理等

(1) 納入前の損傷等

受注者は、納入前に車体を損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、全責任を負うこと。

(2) 最終点検

車体納入の際には、シャシ・艀装部分及びその他車体の全ての部分の点検整備（洗車等を

含む) を実施後に納入すること。

(3) 取扱説明

本市が指示する時及び場所を取扱説明を実施すること。

また、使用方法等をまとめた手順書を作成すること。

(4) 費用負担

上記についての費用は、全て受注者が負担すること。

11 保証

(1) シャシ部分

メーカー標準とすること。

(2) 艀装部分

納入後1年とすること。

(3) 保証期間中

本車体(装備品等含む)の修理、輸送等無償で保証すること。

12 サービス点検

(1) シャシ部分

メーカー標準とすること。(1か月又は1,000km、それ以降は有償)

(2) 艀装部分

納入後1か年経過直前に行うこと。(保証期限切れ前)

13 協議事項等

(1) 打合せ

ア 契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打合せを本市と行い十分な協議を行った上で本車体の設計を開始すること。

なお、打合せの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なる艀装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねた上で契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。

イ 車体に関する全てのことについて、受注者は危機管理課と連絡を取ること。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた時又は、使用するシャシの規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なる艀装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。

14 シャシ・艀装・車内レイアウトに関する仕様

シャシ及び艀装に関する仕様については、次のとおり定める。ただし、車内レイアウトの詳細については、別途協議の上、定める。

(1) シャシ仕様書 別紙-1 のとおり

(2) 艀装仕様書 別紙-2 のとおり

(3) 車内レイアウト(参考) 別紙-3 のとおり

15 その他

(1) 書類様式

- ア 様式はA4判縦の横書き、左側の縦綴じとすること。
- イ 写真にあっては、A4判ファイルに綴じること。
- ウ デジタル写真の場合、上記に準じた印刷とすること。

(2) 新製品等

- ア 契約後、本仕様書に記載してある付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされた場合は協議すること。
- イ 発表された新製品等が本仕様書に記載してある付属品等と比較して機能及び性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡を取り協議すること。

(3) 燃料

- 車体納入時、燃料タンクの全容量を満たすこと。

(4) 補足

- ア 契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。
- イ 本車体運用上当然必要となる機能、装備品等については、本仕様書に明記されていなくても備えること。
- ウ 本車体製作にあたり、仕様書内に工業所有権（特許権）その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。

シャシ仕様書

次に掲げる条件に適合し、トイレカーに適したシャシを選定すること。

1 車体の形状

シングルキャブ

2 エンジン

ガソリン又はディーゼルエンジン

3 車体寸法

全長 4,800 mm (±200mm)、全幅 1,840 mm (±200mm)、全高 3,000 mm (±250mm)

4 ホイールベース

2,500 mm (±100mm)

5 駆動方式・変速装置

2WD・オートマチック

6 排気量

1,898cc 以上

7 最高出力

88kW 以上

8 最大積載量

2トン未満

9 乗車人員

3名

10 電装関係

- (1) バッテリー
- (2) カーラジオ
- (3) バックブザー
- (4) エアコンディショナー
- (5) パワーステアリング
- (6) パワーウインドウ
- (7) フォグランプ
- (8) バックカメラ
- (9) カーナビゲーション (NHK の受信料が発生しないよう、通信の遮断処理等を行うこと)

11 計器類

- (1) 時計
- (2) エンジン回転計

12 寒冷地対策

寒冷地での使用を想定し、シャシメーカーが定める寒冷地仕様とすること。

13 艤装

- (1) バッテリーは、点検が容易にできる位置に取り付けること。
- (2) バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。
- (3) トイレカーの要件を満たすよう、給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うこと。
- (4) 電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。

14 付属品

- (1) スペアタイヤ 1本
- (2) ゴム製フロアマット 1式
- (3) 標準工具（ケース付き） 1式
- (4) 泥除け 1式
- (5) サンバイザー 1式
- (6) 鍵 3本
- (7) 非常用信号灯 1個
- (8) 停止表示板 1枚
- (9) 輪留め 2個
- (10) その他シャシメーカー純正標準装備 一式

15 免許要件

現行の普通免許で運転が可能な車体（平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した者が運転できること）

艀装仕様書

次に掲げる条件に適合し、トイレカーとしての機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、制作に使用する全ての材質は耐水性・耐久性に富むものを使用すること。

1 荷室

- (1) 側板を除く内装部で全長 3,050～3,150mm、全幅 1,650～1,800 mm、全高 1,850～1,950mm を確保するものを使用すること。
- (2) アルミ合金を内外装の仕上げ材として使用すること。なお、各面に使用するアルミ合金板については、切断面を可能な限り減らし、雨水の侵入を防ぐこと。
- (3) 壁内については、断熱性・防音性を確保すること。(間仕切り 40 mm、外周壁 20 mm、天井 30 mm)

2 トイレ室内装及び便器

番号	項目	一般仕様	多目的仕様
1	トイレ室の配置設計	男性用・女性用に区分し、各室にドアを設置すること。また、室内用途別に間仕切りを設置すること。	多目的用のみとし、扉等を設置すること。
2	便器の種類・設置個数	男性用 大便器（水洗式）：1 女性用 大便器（水洗式）：2 ※大便器は洗浄便座及び手洗い場付きとする	大便器（水洗式）：1 オストメイト便器：1 ※大便器は洗浄便座及び手洗い場付きとする
3	室内の内装	<ul style="list-style-type: none"> ・大便器設置の各室には、紙巻、手摺、除菌液ホルダ、小物収納棚、衣類掛け等のフック、鏡及び擬音装置を取り付けること。 ・紙巻、便器洗浄ボタン、非常用ボタン（多目的トイレのみ）の設置位置については、JIS S 0026 に基づくこと。 ・小物収納棚の扉については、走行時の揺れを想定し、容易に開かないよう鍵等を設けること。 	
4	要配慮者対策	/	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ室内に車いす用補助アーム、ベビーキープ、おむつ交換台及び衣類掛け等のフックを取り付けること。 ・多目的トイレ内のスペースは、車いすが回転できる広さ（直径 1,450mm 以上）を確保すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレ内にトイレ使用中、外部に助けを呼ぶための非常用ボタンを設置すること。ボタンを押した場合は、非常用ランプが点滅し、警告音が出ることとし、その点滅と警告音が外部から確認できること。
5	LED照明の設置場所・数量	男性用出入り口側：1灯 女性用出入り口側：1灯 男性用トイレ室内：1灯 女性用トイレ室内：各1灯（計2灯）	多目的トイレ室内：1灯

3 荷室全般の艤装

- (1) 車体側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。
- (2) ステップ類はすべて滑り止め加工を施すこと。
- (3) アルミ又はステンレス材を直接骨材、外板等に取り付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- (4) ボルト及びナット類はアルミ、ステンレス又はスチールを使用すること。なお、スチールを使用する場合は、錆止め加工を施すこと。
- (5) 取り付け可能な器具類は、固定金物を設け、容易に着脱できる構造とし、受注者仕様で取り付けること。

4 キャブ内の艤装

- (1) 乗車人員の走行時において、安全に必要な手摺等安全带を設けること。
- (2) ルームライトは車体標準装備のものとする。
- (3) バッテリー、外部充電装置、走行充電装置については、容易に操作できる箇所に取り付けること。更にキャブ内又は荷室の内外部いずれかに予備電源設置箇所を設けること。

5 車体側面（一般仕様のみ）

- (1) トイレの出入り口として、男性用は車体側面、女性用は車体後方に扉を設けること。扉については、堅ろうで水密な構造とし、施錠可能なものを取り付けること。
- (2) 男性、女性用の出入り口用に、昇降用階段及び手摺（一体型可）を用意すること。なお、手摺は階段の両側につけること。

6 車体後部（多目的仕様のみ）

- (1) 多目的用出入り口として、車いす用の昇降リフトを1か所設けること。なお、リフトは1人でも操作が可能であること。
- (2) 多目的用出入り口昇降リフトの有効幅は、85cm以上とすること。

- (3) リフト利用中に転落等の事故が起きないように安全性配慮のための手摺等を設けること。なお、手摺はリフトの両側につけること。
- (4) 多目的トイレと昇降リフトの間に扉等を設けること。
- (5) 出入り口扉の構成については、添付の図面を確認すること。

7 車体上部

- (1) 男性用室内、女性用室内及び多目的用室に換気扇を各1か所設けること。
- (2) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを1枚設けること。

8 車体下部

トイレ等の使用において必要となる配管類を設けておくこと。

9 寒冷地対策

寒冷地での使用を想定し、ポンプや配管等に凍結防止策を施すこと。

10 貯水用タンク

- (1) トイレ水洗用及び手洗い用として、合計容量300～320Lの範囲内のタンクを車体に取り付けること。
- (2) 貯水用タンクの給水口は、荷室外壁に1か所設け、家庭用のホースからの給水に対応できる仕様とすること。
- (3) 排水口を車体に1か所設けること。
- (4) 貯水タンク内の水量が分かるような測定器をキャブ内に設置し、現在のタンク内の水量やリアルタイムで運搬の可否を確認ができる装置を設置すること。
- (5) 貯水用タンクの水を排出するため、水道加圧用ポンプに蛇口を設けること。蛇口にはホースを接続できること。

11 水道用ポンプ

- (1) 受注者仕様を基本とし、車内貯水用タンクから各便器等への送水用として水道用ポンプ1基を車体下部に設置すること。
- (2) 動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

12 中継用水中ポンプ

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、外部水源から貯水用タンクへ送水するための中継用水中ポンプを用意し、搭載すること。

13 便槽用タンク・排水口

- (1) 合計容量390～410Lの範囲内の便槽用タンクを車体に取り付けること。
- (2) 汚水処理用の汲み取り口を荷室外壁に1か所設けること。ただし、設計上外壁に設けることが困難な場合、本市と協議し、設置位置を決めること。また、汲み取り不可能な状況を考慮し、便槽タンクには緊急排出口を車体下部に設けること。
- (3) 緊急排水口に便槽用タンク内の汚水処理用のドレン装置を設けること。

- (4) 便槽タンク内の容量が分かるような測定器をキャブ内に設置し、現在のタンク内の容量やリアルタイムで運搬の可否を確認ができる装置を設置すること。

14 ポンプ配管

配管の曲部は大きくとり、摩擦損失を最小限に抑えること。

15 ドレン

各配管のドレンを集中すること。

16 ラッピング

キャブの両側面及び後面に、本市が指定するデザインのラッピングを施すこと。デザインについては、今後、本市にて決定するため、決定次第、受注者へ通知する。

17 その他の艤装

- (1) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- (2) 各収納ボックス・棚は、艤装が許す範囲まで大きくすること。
- (3) ステップ、床等で水の滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。
- (4) 各ボックスの扉に使用する蝶番、ネジ類はすべてステンレス製を使用すること。
- (5) 荷室の外装は、錆止め加工を施すこと。

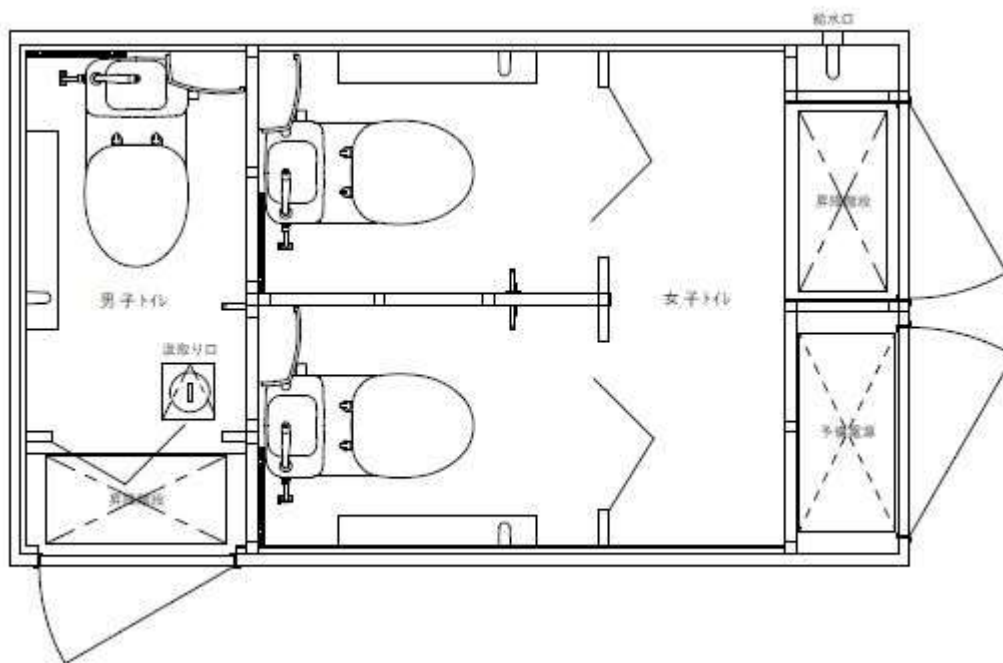
18 艤装関係装備品 一覧

番号	品名	数量		備考
		一般仕様	多目的仕様	
1	貯水用タンク	一式	一式	貯水用・容量 300～320L 給水口 1 か所 排水口 1 か所 測定器 1 個
2	便槽用タンク	一式	一式	便槽用・容量 390～410L 緊急排水口 1 か所 汲み取り口 1 か所 測定器 1 個
3	貯水用タンク水排出用ホース	1	1	7m
4	汚水排出用ホース	1	1	3m
5	大便器（節水型）	3	—	手洗い場付き、男性用、女性用 洗浄水量 0.35L 以内/回
6	大便器	—	1	手洗い場付き、多目的トイレ
7	洗浄便座	3	1	

番号	品名	数量		備考
		一般仕様	多目的仕様	
8	オストメイト便器	—	1	
9	紙巻	3	1	
10	除菌液ホルダ	3	1	
11	便座横手摺	3	1	
12	車いす用補助アーム	—	1	多目的トイレ用
13	小物収納棚	3	1	各個室内
14	衣類掛け等のフック	3	1	各個室内
15	鏡	3	1	男性・女性用個室内
16	擬音装置	3	1	
17	換気扇	3	1	
18	水道用ポンプ	1	1	
19	中継用水中ポンプ	1	1	ホース含む
20	充電用ソーラーパネル	1	1	110W 以上
21	予備電源（ポータブル蓄電池）	1	1	容量 4,000Wh 以上 定格出力 3,600wh 以上 ※車のエンジンが稼働している間は充電が行われること。
22	走行充電装置	1	1	
23	外部充電装置	1	1	AC100V
24	外部入力ジャック	1	1	AC100V
25	外部入力ジャック用コード	1	1	10m
26	内部コンセント	3	2	各トイレ個室内用
27	天井照明 LED	5	1	
28	昇降階段	2	—	男性用・女性用
29	ベビーキープ	—	1	多目的トイレ
30	おむつ交換台	—	1	多目的トイレ
31	車いす昇降リフト	—	1	多目的トイレ用 最大昇降荷重 300kg 以上
32	非常用ボタン	—	1	多目的トイレ用
33	非常用ランプ	—	1	非常用ボタン連動

車内レイアウト (参考)

1 一般仕様



2 多目的仕様

